

## 令和2年度第2回浜松市行政区画等審議会会議録

- 1 開催日時 令和3年2月26日（金） 午前10時から午前10時33分
- 2 開催場所 浜松市役所 本館8階 第5委員会室
- 3 出席状況 委員 杏菴紗由俐、伊藤徳江、澤井勇一、鈴木純哉、  
藤井康幸、河崎雄二  
事務局 小野課長、小杉専門監、鈴木智副主幹  
長谷川副主幹、野末主任、豊田眞帆
- 4 傍聴者 0人（報道2人）
- 5 議事内容 (1) 会長及び副会長の選任について  
(2) 浜松市長からの諮問に対する答申について  
ア 浜松市中区西伊場町、南伊場町及び南区若林町における住居表示の実施及び町の区域の変更について  
イ 浜松都市計画事業都田川山土地地区画整理事業に伴う小字の廃止について
- 6 会議録作成者 文書行政課総務統計グループ 長谷川副主幹
- 7 記録の方法 発言者の要点記録（録音無）

## 8 会議記録

## 1 開会

事務局

- ・委員の紹介
- ・傍聴の許可について
- ・浜松市行政区画等審議会の説明

## 2 議事

## (1) 会長及び副会長の選任について

&lt;事務局説明&gt;

- ・浜松市行政区画等審議会条例（以下「審議会条例」という。）の規定に基づき会長及び副会長を委員の互選により定める。

&lt;委員発言&gt;

杏菴委員

会長は、前会長と同じ静岡県建築士会西部ブロック推薦の鈴木委員はいかがか。副会長は会長から推薦をいただいたらいかがか。

(異議なし)

鈴木委員

了解した。

副会長は、消費者団体連絡会推薦の伊藤委員を推薦する。

(異議なし)

伊藤委員

了解した。

鈴木委員

1期3年ということで、皆様方の御協力を得て進めてまいりたいので、よろしくお願ひしたい。

(審議会条例第5条第1項の規定により、今後の議事進行を会長が行う)

鈴木会長

本日の会議は要点記録として議事録を作成する。また、議事録署名人は議長である私と伊藤委員を指名する。

## (2) 浜松市長からの諮問に対する答申について

### ア 浜松市中区西伊場町、南伊場町及び南区若林町における住居表示の実施及び町の区域の変更について

<事務局説明>…諮問書に基づき説明

#### 【目的及び理由】

一条スマートタウン開発事業区域（浜松版スマートタウン認証）について、開発事業者及び関係自治会より、令和4年2月の事業完成により一団の土地が形成されることから、円滑に自治会活動等を行っていくために、中区西伊場町、南伊場町及び南区若林町の2区3町に跨っている区域を西伊場町に統合してほしいとの要望書が提出された。

これを受け、中区南伊場町及び南区若林町の各一部を中区西伊場町に変更するため、住居表示に関する法律第3条第1項及び地方自治法第260条第1項に基づく、住居表示の実施（町の区域の変更により、新たに住居表示の実施区域となる若林町の一部）及び町の区域の変更について諮問する。

#### 【内容】

##### 1 住居表示の実施（若林町の一部）について

住居表示に関する法律第3条第1項に基づき、新たに住居表示の実施区域となる若林町の一部について、市街地の区域（住居表示実施区域）及び住居表示の実施方法を定める。

(1) 市街地の区域 諮問書の別図1のとおり（若林町の一部）

(2) 住居表示の方法 街区方式

##### 2 町の区域の変更について

地方自治法第260条第1項に基づき、中区西伊場町、南伊場町及び南区若林町の町の区域を諮問書の別図1から別図2に変更する。

#### 【時期】

令和3年5月 市議会定例会へ提案（住居表示の実施）

令和3年9月 市議会定例会へ提案（町の区域の変更）

令和4年2月1日 住居表示の実施及び町の区域の変更

鈴木会長

これから審議に入る。

諮問書の内容について、何か質問及び意見はあるか。  
(質問・意見なし)

#### 答申について

<事務局説明>……答申案を説明

・諮問の内容について審議した結果、適切であると認める。

鈴木会長

答申案により答申としていくことでよろしいか。

杏菴委員

このようなスマートタウン事業はこの他にもあるか。

事務局

浜松版スマートタウン認証を受けた事業については、この事業が最初である。  
今後、認証を受ける事業があるかは承知していない。

鈴木会長

他に無ければ、答申案により答申としていくことでよろしいか。

(異議なし)

#### (2) 浜松市長からの諮問に対する答申について

##### イ 浜松都市計画事業都田川山土地区画整理事業に伴う小字の廃止について

<事務局説明>……諮問書に基づき説明

###### 【目的及び理由】

浜松市北区都田町の当該区域は、地域産業の振興と雇用の促進に資することを目的として「地域活性化総合特区」の申請を行い、その指定を受け、市が主体となり平成28年度に土地区画整理事業が施行された。

その後の進捗により、整然とした工業団地が形成され、分譲も進み、令和3年度中の事業終了に向け現在準備を進めている。

この度、市では土地区画整理事業の換地処分の手続き等が円滑に進められるよう、当該事業施行地区内の小字の廃止を予定しており、その内容について諮問する。

###### 【内容】

###### 1 小字の廃止

浜松都市計画事業都田川山土地区画整理事業施行地区内の小字（北区都田町の東原、都田山十五、都田山十六、画名）を廃止する。

効力発生の時期については、地方自治法施行令第179条の規定により、土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からとなる。

###### 2 土地区画整理事業

(1) 施行者 浜松市

(2) 事業期間 平成28年9月2日から令和4年3月31日まで

###### 【時期】

令和3年 5月 市議会定例会へ提案（小字の廃止）

令和3年10月 土地区画整理事業換地処分（予定）

鈴木会長

これから審議に入る。

諮問書の内容について、何か質問及び意見はあるか。

<委員発言>

鈴木会長

土地区画整理地区内の白いひし形の土地はどのような土地か。

事務局

地権者と調整がつかず、土地区画整理事業の対象外となった土地である。

鈴木会長

この部分は、小字が残ることになるか。

事務局

そのとおり。

藤井委員

資料の参考2の3ページ目にある図面中の区画整理地区内に分譲されずに白抜きになっている箇所は何か。

事務局

既に事業所が建っている箇所であり、分譲はされていない。

**答申について**

<事務局説明>……答申案を説明

・諮問の内容について審議した結果、適切であると認める。

鈴木会長

答申案により答申としていくことでよろしいか。

(異議なし)

### 3 その他

・連絡事項無し。

### 4 閉 会